

【遺産整理の際に提出していただく主な必要書類】

相談日： 年 月 日
氏名： 様
紹介者： 様
※更新日：2024年12月11日

齋藤幸雄税理士事務所
税理士・行政書士・宅地建物取引士
齋藤 幸雄（さいとう さちお）

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
丸の内北口ビルディング9階
携帯:080-3028-7898
E-Mail:sachio.saito@proud-tax.jp
URL: <https://proud-tax.jp/>

無断転用・転載禁止

【代表相続人ご本人様の情報をご記入ください。】

- ・氏名：
- ・フリガナ：
- ・住所（住民票上）：
- ・住所（郵送先）：
- ・本籍：
- ・生年月日：
- ・職業：
- ・電話番号：
- ・メールアドレス（必須）：

※メールアドレスをお持ちでない方もご家族様のもので結構ですので、緊急事態に備えて連絡可能なメールアドレスをお知らせください。

【確認事項】

- ・相続人に意思能力はありますか？ はい いいえ
- ・相続人に意思能力がない場合には、弊社ではお受けできません。また、財産の種類、遺言内容、相続人の状況等から弊社でお受けできない場合がございます。 確認しました。
- ・相続人のみなさまの間で紛争が生じ、遺産分割協議が成立する見込みがない等の場合には、お引き受けできない場合がございます。 確認しました。
- ・相続人の中に、行方不明・生死不明の方がいらっしゃるかどうか？ はい いいえ
- ・遺産整理業務を委任いただくことについて相続人のみなさま全員の合意があり、かつ、相続人のみなさまの間で円滑に遺産分割協議が成立する見込みですか？ はい いいえ
- ・権利の帰属について係争中の財産、分割の困難な財産、手続きが難航すると判断される海外資産等の財産は、遺産整理業務の対象財産から除外させていただきます。 確認しました。

※該当する番号には○を、該当しない番号には×を記入ください。

※弊社で取得代行可能な書類もございます（別途実費や手数料が発生する場合あり）。詳しくは担当税理士にお尋ねください。

	必要書類名	書類取得先、取得理由等
【戸籍関係書類】 ※原則相続開始日から10日を経過した日以後に作成されたものがが必要です。		
1	図形式の法定相続情報一覧図の写し(子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・法定相続情報一覧図は、戸除籍謄本等の記載に基づく法定相続人を明らかにするものです。取引金融機関が多い場合には、相続手続が簡略化されますので取得をおすすめしています。 ・法務局で作成されている場合には、ご用意ください。 ・養子縁組をされている場合には、お知らせください。 ・被相続人（亡くなられた方）に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。
2	被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本（相続開始日から10日を経過した日以後に作成されたもの） 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地の市区町村役場で被相続人（亡くなられた方）の出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本をご用意ください。 ・滅失等の理由により戸籍謄本等がない場合は、告知書もご用意ください。 ・転籍の履歴がある場合には、転籍前の市区町村役場に郵送で取得する必要があります。
3	被相続人（亡くなられた方）の除票住民票 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地の市区町村役場で取得します。
4	相続人全員の戸籍謄本（発行後3か月以内のもの） 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の本籍地の市区町村役場で取得します。
5	相続人全員の住民票（発行後3か月以内のもの） 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の住所地の市区町村役場で取得します。
6	相続人全員の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの。遺産分割協議書に捺印したもの。) ____部	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の住所地の市区町村役場で取得します。
【財産確認書類】		
7	不動産登記簿謄本（土地、建物）	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税通知書や名寄帳に記載された地番を確認後に法務局の窓口、郵送、オンライン登記情報提供サービスで取得します。
8	固定資産評価証明書又は直近の固定資産税納付通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・お持ちの不動産の所在する都税事務所、市区町村役場の窓口、郵送、電子申請で取得します。
9	名寄帳（令和 ____年度分）	<ul style="list-style-type: none"> ・お持ちの不動産の所在する都税事務所、市区町村役場の窓口、郵送で取得します。 ・道路で非課税のものや共有不動産も含めて発行依頼ください。
10	賃貸借契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・貸家・貸アパート・借地がある場合には、最新の契約書をご用意ください。
11	預貯金通帳（ <u>原本</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> ・原本提出をお願いします。 ・弊社に通帳原本を郵送される前に、金融機関に相続発生連絡をお願いします。
12	証券会社の取引報告書、残高証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関へお問い合わせください。 ・被相続人の直近の取引報告書をご用意ください。

本資料は、2024年1月1日現在の税制に基づき齋藤幸雄税理士事務所が作成いたしました。今後税制等に変更があった場合には記述内容が変わることもあります。
本資料の無断転用・転載は著作権法に違反しますのでお断りします。

※該当する番号には○を、該当しない番号には×を記入ください。

※弊社で取得代行可能な書類もございます（別途実費や手数料が発生する場合あり）。詳しくは担当者にお尋ねください。

必要書類名		書類取得先、取得理由等
13	非上場株式	<ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式を保有されている場合には、株主名簿、法人税申告書一式をご用意ください。 ・被相続人（亡くなられた方）が非上場株式を保有されている場合には、別途資料依頼させていただく場合がございます。
14	貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金がある場合には、金銭消費貸借契約書等をご用意ください。
15	自動車、船舶等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等を保有している場合には、車検証等のコピーをお願いします。
16	ゴルフ会員権、リゾート会員権	<ul style="list-style-type: none"> ・会員権証書、預託金証書、契約書等をご用意ください。
17	美術品、貴金属等	<ul style="list-style-type: none"> ・購入時の鑑定書、美術品の写真をご用意ください。 ・作者、作品名等の明細書をご用意ください。
18	国外財産	<ul style="list-style-type: none"> ・国外財産があればお知らせください。 ・過去に国外財産調書を提出されていた場合には、ご用意ください。 (例) ハワイの不動産、外国預金
19	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他ローン債務、財産価値があると思われるものがございましたらお知らせ下さい。
【その他】		
20	相続人全員の連絡先一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社よりお渡しする書類です。 ・連絡先を確認させていただくものになります。
21	送金用の銀行通帳写し（コピー）	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳の表紙、第一面のみ遺産受取人様全員の通帳コピーをお願いします。 ・残高のページのコピーは不要です。
22	預り金口	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社のお客様の預り金口（通帳、キャッシュカード）は、すべて銀行貸金庫に保管しています。 ・お客様の預り金口の残高は契約時はゼロです。信託銀行の遺産整理と同じやり方で、分別管理しており、他のお客様のお金と混ざったり等はございません。 ・遺産分割協議後、指定口座に送金し、最終的に残高はゼロになります。相続人代表には業務完了報告書と通帳写し（預り金口）を提出いたします。
23	今後の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍、法定相続情報取得（小職） →相続人確定後弊社と契約書調印 →印鑑証明書取得（お客様） →銀行預金解約（小職） →財産目録提出（小職） →遺産分割協議書作成（小職） →指定口座に送金（小職）

本資料は、2024年1月1日現在の税制に基づき齋藤幸雄税理士事務所が作成いたしました。今後税制等に変更があった場合には記述内容が変わることもあります。
本資料の無断転用・転載は著作権法に違反しますのでお断りします。